

白石市公告第17号

公募型プロポーザルに関する公告

白石市情報発信強化業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和6年4月2日

白石市長 山田 裕一

1 業務の名称

白石市情報発信強化業務委託

2 業務の目的・概要

(1) 業務の目的

白石市（以下「市」という。）では、市公式 SNS として、Facebook、YouTube、LINE、Instagram のアカウントを開設し、市政情報等を中心に、情報発信を行っているが、明確な課題の抽出や対策、効果的な運用方法を確立できていないことが課題となっている。

本業務では、コンテンツ発信力を強化するとともに、市民や市に興味を持つ多くの人たちに情報を届けるため、戦略的かつ効果的な SNS の運用方法を確立し、SNS を活用した情報発信力を強化することを目的とする。

(2) 業務内容

市公式 Instagram アカウントの運用代行（保守・運用）

①新たな Instagram アカウントの開設

- ・ Instagram のアルゴリズムを理解した上で、初期設定を行うこと。

②コンテンツ戦略

- ・ 視覚的なコンテンツを重視すること。
- ・ 投稿回数は、発注者と協議の上、最適な投稿回数を行うこと。
- ・ フォロワーやファンからの投稿を積極的に取り入れ、コンテンツの多様性を確保すること など。

③投稿管理

- ・コメント返信、リプライ対応を随時行い、ユーザーとの交流を促進し、質問に対する丁寧な回答やフィードバックを行うこと。

④広告配信

- ・発注者と連携を図りながら、必要な情報の広告配信運用と、配信後の結果分析・報告を行うこと。

3 業務期間

契約日から令和7年3月31日まで

4 提案上限額

2,900,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 白石市の競争入札参画資格を有していること。
- (3) 白石市入札参加資格者に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 民法（明治29年法律第89号）第33条に規定する法人であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続き又は破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員でないこと。
- (7) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当していないこと。
- (8) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当していないこと。

6 手続き等

(1) 必要書類の配布

白石市情報発信強化業務委託公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各種様式等は、白石市公式ホームページで公表するので適宜ダウンロードすること。

(2) 必要書類の提出方法等

実施要領を確認すること。

7 問い合わせ先

白石市総務部総務課

〒989-0292 白石市大手町1-1

電話 0224-22-1331

FAX 0224-24-4861

Email koho@city.shiroishi.miyagi.jp